

委員限り

資料B

## 政治資金監査に関するQ & A（委員限り）

番号	ご質問	回答
<b>政治資金監査に関すること</b>		
A	<p>明らかに記載が訂正又は消去された痕跡がある領収書等がある場合、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないのか。</p> <p>(支出の裏付けの対象となる書面に関する疑義)</p>	<p>政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載するものであり、お尋ねの場合、支出の裏付けとなる書面である領収書等の記載内容に疑義があり、その支出の状況を確認できなかったと判断されたのであれば、その旨を記載しても差し支えありません。</p> <p>具体的な記載方法については、政治資金適正化委員会に照会してください。</p>
B	<p>政治資金の用途として適法かどうか又は適正かどうか疑義がある支出がある場合、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないのか。</p> <p>(支出の適法性・妥当性に関する疑義)</p>	<p>政治資金監査は、政治団体の支出の適法性や、政治資金の用途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>したがって、お尋ねの場合、政治資金監査報告書にその旨を記載することはできません。</p>
C	<p>収入に関する記載欄が空欄であった場合、政治資金監査報告書にその旨を記載しても差し支えないのか。</p> <p>(収入に関する事項)</p>	<p>政治資金監査は、政治資金規正法上、支出を対象とするものであることから、お尋ねの場合、政治資金監査報告書にその旨を記載することはできません。</p>

D	<p>政治資金監査報告書に、収入について適切な会計処理が行われている等、政治団体からの要請に応じて確認した政治資金監査マニュアルには基づかない事項を記載しても差し支えないのか。</p> <p>(政治団体からの要請に応じて確認した事項)</p>	<p>政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づき書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを実施した結果を記載するものであり、お尋ねの場合、政治資金監査報告書にその旨を記載することはできません。</p>
E	<p>登録政治資金監査人の名称を用いて、政治資金監査報告書とは別に、収入について適切な会計処理等が行われている等、政治団体からの要請に応じて確認した政治資金監査マニュアルに基づかない事項を、任意の書面に記載できるのか。</p> <p>(政治団体からの要請に応じて確認した事項)</p>	<p>政治資金監査マニュアル上、登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査を行うこととしており、お尋ねの件は、登録政治資金監査人の職務の範囲外の行為であると考えます。</p>
F	<p>政治資金監査報告書とは別に、収入について適切な会計処理が行われている等、政治団体からの要請に応じて確認した政治資金監査マニュアルに基づかない事項を、任意の書面に記載した場合、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に、政治団体は、当該書面を提出することはできるのか。</p> <p>(政治団体からの要請に応じて確認した事項) (更問)</p>	<p>お尋ねの書面は、政治資金規正法に規定された書面ではなく、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会においては、受理されません。</p>